

令和 6 年第 6 回府中町議会定例会

会 議 録（第 1 号）

1. 開 会 年 月 日 令和 6 年 1 2 月 6 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和 6 年 1 2 月 6 日（金）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18 名）

議長	力 山	彰 君	副議長	齋 藤	昇 君
2 番	橋 井	肇 君	3 番	安 部	智恵美 君
4 番	森 本	将 文 君	5 番	松 本	真 明 君
6 番	梶 川	三樹夫 君	7 番	木 田	圭 司 君
8 番	三 宅	健 治 君	9 番	川 上	翔一郎 君
10 番	西 山	優 君	11 番	坂 田	栄 一 君
12 番	山 口	晃 司 君	14 番	宮 本	彰 君
15 番	田 中	伸 武 君	16 番	二 見	伸 吾 君
17 番	狩 野	雄 二 君	18 番	金 澤	映里子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0 名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸報告

（1）議長報告

（2）常任委員会委員長報告

（3）議会運営委員会委員長報告

（4）議会報特別委員会委員長報告

（5）監査委員報告

（6）広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

4 町長報告

・行政報告

・報告第11号 専決処分の報告について

5 報告第12号 専決処分の承認について

6 第53号議案 府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

7 第54号議案 府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

8 第55号議案 府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

9 第47号議案 令和6年度府中町一般会計補正予算（第6号）

10 第48号議案 令和6年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

11 第49号議案 令和6年度府中町介護保険特別会計補正予算（第2号）

12 第50号議案 令和6年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

13 第51号議案 令和6年度府中町下水道事業会計補正予算（第1号）

14 第52号議案 府中町総合計画策定条例の制定について

15 第56号議案 介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について

16 第57号議案 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

17 第58号議案 令和5年度府中町歳入歳出決算の認定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	寺 尾 光 司 君
副 町	長	齋 藤 哲 也 君
教 育	長	新 田 憲 章 君
総 務 企 画 部	長	谷 口 充 寿 君
財 務 部	長	胡 子 幸 穂 君
福 祉 保 健 部	長	中 本 孝 弘 君
町 民 生 活 部	長	屋 敷 学 君
建 設 部	長	磯 亀 智 君

建設部区画整理担当部長	井上貴文君
消防長	新宅和彦君
教育部長	増田康洋君
危機管理監	佐藤伸樹君
総務企画部次長兼情報管理課長	岩崎雅男君
総務企画部次長兼政策企画課長	土井賢二君
福祉保健部次長兼高齢介護課長	藤永美香君
町民生活部次長兼自治振興課長	倉崎誠一郎君
消防次長兼消防総務課長	橋本臣彦君
総務課長	宮脇理恵君
財政課長	砂崎勇介君
税務課長	塩月久美子君
福祉課長	箱田進一君
子育て支援課長	砂崎綾美君
保険年金課長	平尾明子君
健康推進課長	平岡直美君
住民課長	梶山睦生君
環境課長	相原一夫君
下水道課長	岡村紀行君
環境課主幹	大神規正君
都市整備課長	高橋幹君
維持管理課長	谷口洋二君
警防課長	瀬戸剛君
学校教育課長	藤永政己君
社会教育課長	竹林邦彦君
行政委員会総合事務局長	小田上和史君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 長 西 弘 子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(力山 彰君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和6年第6回府中町議会定例会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(力山 彰君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めていくことと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、4番森本議員、5番松本議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第2、会期の決定を議題に供します。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりです。それでは、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの12日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議がないようなので、本定例会の会期は、本日から12月17日までの12日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

10月の初議会以降、11月8日に広島県町議会議長会の定例議長会議に出席し、昨年度の決算認定、来年度の各町負担額や、事業計画、予算などについて、協議して

おります。

続いて、１１月１３日には、町村議会議長全国大会へ出席しております。

大会では、東日本大震災及び能登半島地震などからの復旧・復興、原子力発電所事故への対応及び防災・減災対策の確立を求める特別決議、少子化対策の推進及び東京一極集中の是正を求める特別決議、また、来年度の国の予算編成や施策に関する要望などを定めております。

詳細につきましては、議会事務局へ資料がありますので、御覧いただければと思います。

次に、１１月１８日に、安芸郡町議会議長連絡協議会研修会に出席いたしました。

この研修会につきましては、議員の皆様も参加しておられますので割愛させていただきます。

以上で、議長報告を終わります。

次に、各常任委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、西山委員長、お願いします。

○１０番（西山 優君） 皆さん、おはようございます。

総務文教委員会の報告をさせていただきます。

１０月の初議会以降、１０月２１日に委員会、１１月２５日に委員会と協議会を開催しております。

１０月２１日の委員会では、当委員会を担当する町長以下の説明者について紹介を受け、その後、今年度行う予定の行政視察について、御希望を伺うなどを行っております。

また、１１月２５日の委員会につきましては、町長、教育長からの報告を受けた後、学校教育等に関する事務調査として、教育委員会の事務の点検・評価について、提出を受けています。こちらは委員外の議員の皆様にも電子データにて配付があったものと存じております。

その後に協議会を開催し、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けております。

また、委員会を再開し、行政視察について、ということで、視察先や行程の説明と同時に、視察先への質問を募っております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上、簡単でございますが、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 厚生委員会、宮本委員長お願いします。

○14番（宮本 彰君） おはようございます。

厚生委員会の報告をさせていただきます。

10月の初議会以降、10月22日に委員会、11月26日に委員会並びに協議会を開催しております。

10月22日の委員会では、初議会後の最初の委員会ということで、担当部課長の紹介を受けております。

11月26日の委員会では、生活環境に関する事務調査として、「工事請負契約の締結の報告について」、ということで、石ころび池土砂撤去工事の1件の契約について説明を受けた後、「工事請負変更契約の締結の報告について」ということで、2件の変更契約についても説明を受けております。

また、1月14日から15日に実施予定の行政視察について調整を行っております。

そのほか、12月定例会前ということで、協議会に切り替えて提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、厚生委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 建設消防委員会、川上委員長お願いします。

○9番（川上翔一郎君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

建設消防委員会の報告をさせていただきます。

令和6年10月の初議会以降、10月23日に委員会を、11月27日に委員会並びに協議会を開催しております。

10月23日の委員会では、担当部課長の紹介を受けました。

11月27日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査について、工事請負契約の締結の報告として、道路新設改良工事（大須上岡田線）、道路維持補修工事（町道舗装修繕工事）の2件について説明を受けました。

そのほか、行政視察の大まかな日程調整を行っております。

また、12月定例会前であるため協議会に切り替え、12月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上、建設消防委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 議会運営委員会、木田委員長をお願いします。

○7番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

10月の初議会以降、11月20日と、12月4日に委員会を開催しております。

11月20日の委員会では、第5次総合計画策定に係る議会の関与について、ということで、本定例会に計画策定条例が提出されておりますが、次期総合計画について、基本構想を議決事項としたい、との意向を受け、議会として、どのように関与していくかについて、これまでの策定時の経過や、県内他議会の状況などを参考に協議し、第4次総合計画と同様に、協議・調整の場である「全員協議会に対応する」との方向性を決定しております。

次に、一昨日の委員会では、陳情の報告や、本定例会の会期決定などを行ったほか、府中町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてと、条例施行規程の一部改正について、案の説明を受け、了承いたしております。

また、本会議・委員会の服装の取扱いについても協議し、冬季の服装は現行のとおりとする一方で、昨今の気象状況を踏まえ、夏場の服装の軽装化に向けて、継続協議することといたしております。

このほか、議会用タブレットの活用ということで、予算特別委員会等一部を除き、3月定例会前の委員会から、資料の完全電子化、ペーパーレスを基本とすることを確認しております。

以上、議会運営委員会委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 議会報特別委員会、二見委員長をお願いします。

○16番（二見伸吾君） 皆さん、おはようございます。

議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

10月の初議会以降、昨日12月5日に委員会を開催しております。

12月5日の委員会では、議会報の編集要領等を確認した後、今定例会の内容をお知らせする「議会だより（第176号）」の編集に向けて、執筆者の決定や、発行までの日程調整などについて協議をいたしました。

以上で、議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 次に、監査委員報告をお願いします。

山口監査委員。

○ 1 2 番（山口晃司君） おはようございます。監査委員の山口です。

10月8日の臨時議会におきまして、監査委員に選任の同意をいただき、同日、町長から監査委員としての辞令書の交付を受けましたので、このたびの12月定例会において御挨拶を申し上げます。

御承知のとおり、議員のうちからの選任は、地方自治法に基づくものとなります。つきましては、議会を代表しての監査委員ということを十分に認識し、監査業務に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、監査委員報告をさせていただきます。

なお、監査については、議会選出の前監査委員、児玉利典氏の任期満了に伴い、令和6年9月30日までは、府中町代表監査委員土井精二及び監査委員の児玉利典両名で行い、10月以降は、府中町代表監査委員土井精二と私、山口晃司が実施しました。

まず、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、令和6年8月分を9月27日に、9月分を10月18日に、10月分を11月20日に、それぞれ実施しました。

検査の結果については、お手元の配付資料のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

最後に、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づく「令和5年度各会計歳入歳出決算及び基金運用」は、令和6年8月20日から11月26日までの期間で審査を実施し、11月27日に審査意見書を町長に提出いたしました。

以上で、監査委員報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

宮本議員。

○ 1 4 番（宮本 彰君） それでは、広島県後期高齢者医療広域連合議会の議員報告をいたします。

令和6年10月28日に、令和6年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、出席しましたので、御報告をいたします。

なお、以下「広島県後期高齢者医療広域連合」をそれぞれ省略して報告をいたします。

今回の定例会では、議案が7件ありました。



内容は、人事案件 1 件、専決処分 1 件、決算認定 1 件、条例改正 2 件、補正予算 2 件でございます。

詳細は、監査委員の選任、令和 6 年度特別会計補正予算第 1 号に関する専決処分の承認、令和 5 年度歳入歳出決算の認定、広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正、後期高齢者医療に関する条例の一部改正、令和 6 年度一般会計補正予算第 1 号及び令和 6 年度特別会計補正予算第 2 号の可決で、監査委員として、呉市選出の田中みわ子議員を選任同意したほか、全て原案どおり認定・可決をいたしました。

なお、令和 5 年度の歳入歳出決算は、一般会計の歳入決算額が 1 6 億 8 7 2 万 7, 0 0 0 円、歳出決算額が 1 4 億 6, 7 2 7 万 9, 0 0 0 円で、差引残額は 1 億 4, 1 4 4 万 8, 0 0 0 円でした。

また、医療特別会計の歳入決算額が 4, 5 6 9 億 1, 7 4 4 万 5, 0 0 0 円、歳出決算額が 4, 5 6 1 億 1, 8 1 1 万 1, 0 0 0 円で、残額は 7 億 9, 9 3 3 万 4, 0 0 0 円となり、各会計とも、令和 6 年度への繰越しとなりました。

以上で、広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第 4 に入る前に、しばらく休憩いたします。1 0 時から再開いたします。休憩。

（休憩 午前 9 時 4 8 分）

（再開 午前 1 0 時 0 0 分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） それでは、日程第 4、町長報告を行います。

最初に行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 皆さん、おはようございます。

本定例会は、本日から 1 7 日までの 1 2 日間の会期とのことですが、提議する議題といたしましては、町長報告の行政報告が 2 件、専決処分の報告が 1 件、専

決処分承認が1件、議案関係が補正予算が5件と条例の新規制定が1件、条例の一部改正が4件、その他2件となっております。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

それでは、町長報告、行政報告を2件行います。

まず1件目は、来年度の主要事業の推進に当たり、国・県への提案活動を行いましたので、御報告をさせていただきます。

まず、国への提案活動でございますが、去る9月27日に国土交通省中国地方整備局へ、また、10月3日、4日と、県の御協力をいただき、文部科学省文化庁、総務省と国土交通省へ、さらに、11月19日に岸田事務所の協力をいただき、総務省消防庁へ、それぞれ提案活動を行いました。

提案項目といたしまして、文部科学省関連が「史跡下岡田官衙遺跡の保存・整備事業の推進」、総務省関連が「地域手当支給割合の変更」と「消防自動車(はしご車)購入等事業の推進」、国土交通省関連が「向洋駅周辺土地地区画整理事業の推進」と「公共下水道事業の整備・推進」ということを提案をいたしました。

各省庁の幹部職員や岸田文雄衆議院議員に直接お会いし、各事業の重要性を御説明し、事業推進における財源確保等に関する提案書をお渡しをいたしました。府中町の状況がしっかり理解できた、国としても予算確保に努めたい、今後とも地方の生の声が聞きたいなど、御理解をいただきました。

次に、県への提案活動でございますが、10月15日に、県庁や出先機関に赴き、副知事及び関係局長へ、また、11月22日に、県議会議長へ提案活動を行いました。

なお、県議会議長に対する提案活動は今回が、町として初めて行ったということでございます。

提案項目は、砂防施設の適切な維持管理、それと榎川・府中大川の河川改修事業の促進、それと県道事業の促進、砂防事業の促進、広島市東部地区連続立体交差事業の促進で、町とも連携しながら各事業の推進に取り組んでいくとの御理解をいただいております。

なお、当該提案活動については、ホームページで、その内容について公表を行っているところでございます。

令和6年度の国・県への提案活動は以上でございます。

次に2件目は、全国町村長大会ということでございます。

全国町村長大会は、去る11月20日、東京・渋谷のNHKホールにおいて開催さ

れ、出席をいたしました。

冒頭に、全国町村会会長でございます吉田坂町長が力強い挨拶をされました。挨拶の中で、年収の壁見直し問題に触れられ、「影響を慎重に見極め、財政運営に支障がないよう強く求めていく。絶対に負けるわけにはいかない」と強い発言があり、会場内からは賛同する力強い大きな拍手が沸き上がっておりました。

大会では、持続可能な地域社会をつくり上げる緊急宣言、分散型国づくりの実現などの主要１３項目の決議、国土強靱化の推進に関する緊急決議、少子化対策の強靱化と地方創生の推進に関する特別決議が採択をされました。

全国町村会は各省庁に、そして、各都道府県町村会は地元選出国會議員に決議、要望の実現に向けて働きかけることとし、広島県町村会は、当日、広島県選出の国會議員に対する要望活動を実施をいたしましたところでございます。

以上、全国町村長大会の報告をさせていただきます。

以上で、町長報告を終わります。

○議長（力山 彰君） ただいまの行政報告に対して、質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 続いて、報告第１１号、専決処分の報告について、をお願いします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 専決処分の報告でございますが、これにつきましては公用車の事故による損害賠償ということでございます。

事故を起こしまして、申し訳ありません。私のほうからもおわびを申し上げたいと思います。

それでは、報告いたします。

報告第１１号、令和６年１２月６日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により令和６年１０月１８日に、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

補足説明につきましては、消防長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

消防長。

○消防長（新宅和彦君） おはようございます。消防長です。

専決処分について報告します。

報告第 11 号です。

このたび、救助工作車の運転実習中において物損事故を生じさせ、相手方関係者に御迷惑と御心配をおかけすることとなり、大変申し訳ありませんでした。

今後は、消防車両の運行に細心の注意を払い、再発防止と安全管理に一層注意して取り組みますので、よろしくお願いいたします。

それでは、専決処分の報告について説明します。

当該専決処分は、府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定について、第 2 項に規定する地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定による損害額で、その額が 100 万円以下の損害賠償の額を定めることに該当するものであることから、同法第 180 条第 1 項の規定により専決処分し、同条第 2 項の規定により本議会に報告するものです。

まず、専決処分の内容です。

令和 6 年 7 月 28 日午後 2 時 05 分頃、運転実習中の救助工作車が一般住宅に接触し、当該住宅と救助工作車が破損したものです。

住宅の破損部分は、外壁サイディングコーナーの塗装剥離であったこともあり、早急に復旧修繕を実施しました。

なお、負傷者は発生していません。

住宅の修繕に係る損害賠償の額は、42,900 円です。相手方については記載のとおりです。

専決処分年月日は、令和 6 年 10 月 18 日です。

なお、相手方への損害賠償は、町で加入しています自動車損害共済保険から全額、支払われます。

次に、事故の再発防止についてですが、事故状況を職員で共有するとともに、狭隘な道路を通行する場合などは、消防本部で作成している車両誘導要領に基づき、事故

防止を徹底し、再発防止に努めます。

今回の事故において、関係者到大変御迷惑と御心配をおかけしたことを、改めて深くおわび申し上げ、説明を終わります。大変申し訳ございませんでした。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 14番、宮本です。

実習運転中に事故があったということでございますけども、実習中の隊員の消防士としての経験年数と、それから救助工作車の運転歴はどれぐらいをされていたのか。実習中ということなので、まだそんなにないのではないかとはいえますけども、それを教えていただきたい。

救助工作車というのは、レスキュー車という意味合いでよろしいですか。

お願いします。

○議長（力山 彰君） 警防課長。

○警防課長（瀬戸 剛君） 警防課長です。先ほど御質問があったことに対して、答弁いたします。

まず、職員の勤務年数ですが、6年目になります。消防の世界では、運転手のことを機関員と申しますが、機関員の歴としては運転実習中ということもありますし、まだ正機関員としてはなっていない、これから養成をするという段階の運転実習期間中における事故に該当いたします。

以上になります。

○議長（力山 彰君） 宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 通常、私の感覚から行くと、実習といたら、普通、教習所みたいなのがあって、そこで実習を行って、ある程度技量がついた時点で公道を走るといような認識でおるんですけども、レスキュー車の場合は、初めから教習所とかそういう何もないところで練習するのではなくて、初めから公道で実習をするということでしょうか。

○議長（力山 彰君） 警防課長。

○警防課長（瀬戸 剛君） 警防課長です。御答弁いたします。

まず、府中町の場合は、教習所等に通うことはございません。運転実習期間中はなおむね1か月間を設定いたしまして、その期間中において、まず管内の広い道路から徐々に慣らししていきまして、そこの救助隊長の判断によって、徐々に狭い道路へ入れていくと。その中で、当然、まだ未熟な者ですから、早めに同乗している職員が狭いところへ入るときには下車をして、車両誘導をするというような対応をしております。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

今、いろいろ質疑があったのですが、救助工作車ということで、事故現場、災害現場に駆けつけて、人命等救助するという非常に重要な車両で、訓練も必要であるという認識を持っております。

日頃からのそういう運転技術の向上のこのような練習をやられておるということも理解しておるんですけど、今回、いろいろ広い道から狭い道に入っていくという話だったんですけど、そういう道というのは、消防本部として決められたコースがあって、そこを走っていたところでの事故なのか、町内の道をランダムに走って、たまたまこの場所で事故したのか、その辺をもう少し詳しく教えてください。

○議長（力山 彰君） 警防課長。

○警防課長（瀬戸 剛君） 警防課長です。先ほど狩野議員の御質問に対して、御答弁いたします。

まず、車両によって車の大きさは当然ながら違います。ただ、管轄内の道路については、あらかじめこの道路はこの車両は通るというようなところは既に調査済みでございます。

ただし、今回のことにつきましては、通常、止まることのない所に車両が止まっていて、ちょっと敷地からはみ出していたということもあって、通常的环境とはちょっと違うところがありまして、ハンドルを切るタイミングがいつもと違うという状況はありました。

当然、車両誘導員は降りたんですけども、降りるタイミングがちょっと遅かったということもありまして、今回の事故につながったように考えております。

消防長の答弁でありましたように、再発防止に努めるため、もっと早めに誘導員の確保、誘導要領に基づきまして、事故のないよう再発防止に努めていきたいと思っております。

おります。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

以上で、町長報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第5、報告第12号、専決処分の承認を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第12号、令和6年12月6日提出。

専決処分の承認について。

令和6年度府中町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月9日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 寺尾光司

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） おはようございます。財務部長です。

報告第12号、専決処分の承認について、補足して説明します。

令和6年度府中町一般会計補正予算（第5号）について、専決処分を行いました。

内容は、衆議院議員選挙に要する経費です。

令和6年10月9日衆議院が解散され、令和6年10月27日に衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査が執行されることとなりました。そのため、必要となる経費について補正予算を策定しましたが、議会を招集する時間的いとまがなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月9日に専決処分を行い、同条第3項の規定により、本定例会において議会に報告し、承認を求めるものです。

それでは、専決処分の内容です。

令和6年度府中町一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度府中町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,173万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212億1,200万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

なお、補正予算の説明については、議案の中に括弧書きで表記してあるページ数により説明します。PDFデータとしてシステムに表示されるページとは異なりますので御承知おきください。この議案以降の補正予算の説明についても同様とします。

それでは、（5）ページをお願いします。

歳入です。

款 県支出金、項 県委託金、目 総務費県委託金、衆議院議員選挙費委託金は、今回の衆議院議員選挙の執行に際し、経費の全額が交付されるもので、2,173万2,000円の増額補正です。

（6）ページが歳出です。

款 総務費、項 選挙費、目 衆議院議員選挙費、衆議院議員選挙事業は、1,442万5,000円の増額補正です。

今回の選挙の経費のうち、職員給与費以外の経費を計上しています。投票管理者や投票立会人に要する人件費、投票所入場券に係る通信運搬費、開票所等に必要な物品賃借料や開票作業に要する備品等の購入費などです。

続いて、職員給与費事業（衆議院議員選挙費）は、職員の時間外勤務手当等に要する経費で730万7,000円の増額補正です。

2つの事業とも特定財源として、県支出金が全額充当されます。

補足説明は以上です。よろしくお願いします

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑に入ります。



質疑は、歳入歳出一括で行います。

５ページと６ページの歳入歳出について、一括で質疑ございますか。

梶川議員。

○６番（梶川三樹夫君） 私も立会人として、その場におったわけですけども、職員の方が一生懸命されているんですけども、何人ぐらいの職員の方が出られたのか、ちょっと参考までに聞かせてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

行政委員会総合事務局長。

○行政委員会総合事務局長（小田上和史君） 行政委員会総合事務局長です。ただいまの質問について、お答えいたします。

開票事務に関しましては、職員の数、今回は、全体で１３０人ぐらいの人数をかけておりますが、そのうち投票と開票に分けてやっておりますので……。

（発言する者あり）

○議長（力山 彰君） それでは、後から報告をお願いします。

ほかにございませんか。

田中議員。

○１５番（田中伸武君） 通信運搬費３６０万円って結構高いなと思うんですけど、これは何ですか。具体的に中身を教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

行政委員会総合事務局長。

○行政委員会総合事務局長（小田上和史君） 行政委員会総合事務局長です。

通信運搬費の主なものに関しましては、投票の入場券の発送というものがございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

宮本議員。

○１４番（宮本 彰君） 宮本です。

会場等借上料ということで、通常、小学校だとか公的な場所で借上料はかからないと思うんですけども、実際７０万４，０００円ということで、どこの借り上げが７０万４，０００円かかったのか教えていただきたい。

○議長（力山 彰君） 答弁。

行政委員会総合事務局長。

○行政委員会総合事務局長（小田上和史君） 行政委員会総合事務局長です。

主に開票所の備品等の借上料になります。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

今の答弁について、ちょっと質問なんですけど、会場等借上料って、これって期日前投票での会場というのは関係ないですか、この歳出の場合。

大須にある大型商業施設とかのところを使って期日前投票されていたと思うんですけど、その辺の費用というのは、ここには含まれていないという認識でよろしいですか。そもそもそこで選挙のために費用が発生するかどうか分からないですけど、そういう公の催しに対して。ちょっと私、どうなのかなと思って、答弁聞いて質問させてもらいました。

○議長（力山 彰君） 答弁。

行政委員会総合事務局長。

○行政委員会総合事務局長（小田上和史君） 行政委員会総合事務局長です。

今回、イオンモール期日前投票につきましては、借上料のほうは発生しております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

田中議員。

○15番（田中伸武君） イオンを借りていないのは分かっている。そうすると、どこを借りたんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

行政委員会総合事務局長。

○行政委員会総合事務局長（小田上和史君） 行政委員会総合事務局長です。

予算としては、会場借上料で計上しているんですけども、具体的には個人演説会の公営施設会場の使用料。これは、候補者の方が個人演説会を公営施設で開催された場合に支払うための使用料、それから投票所の必要物品の賃借料と、開票所の必要物

品の賃借料が入っております。このうち、主に開票所の賃借料のほうが多く占めているということになります。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、承認することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することを決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第6、第53号議案、府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第53号議案、令和6年12月6日提出。

府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由ですが、令和6年8月の人事院勧告に準じ、議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） おはようございます。総務企画部長です。

第５３号議案、府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、に関し補足して説明いたします。

第５３号議案参考資料をお願いします。

１、改正の趣旨です。

令和６年８月の人事院勧告に準じ、議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものです。

２、改正事項の概要です。

議員の期末手当の支給割合を０．１月分引き上げ、年間支給割合、現行４．５月分を４．６月分とするものです。

支給割合の内訳として、令和６年度は、１２月期について、現行２．２５月分を２．３５月分とし、令和７年度以降は、６月期及び１２月期について、それぞれ現行２．２５月分を２．３月分とします。

なお、今回の改定による増加影響額は６４万８００円となりますが、本年度は、町長選挙立候補に伴う議員の欠員により、予算執行残で対応可能であるため、補正予算は計上しておりません。

３、施行期日は、公布の日です。

ただし、令和７年６月期以降の期末手当に係る規定は、令和７年４月１日から施行します。

また、令和６年１２月期の期末手当に係る規定は、令和６年１２月１日から適用します。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第7、第54号議案、府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第54号議案、令和6年12月6日提出。

府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、令和6年8月の人事院勧告に準じ、特別職の職員で常勤の者の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） 総務企画部長です。

第54号議案、府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてに関し、補足して説明いたします。

第54号議案参考資料をお願いします。

1、改正の趣旨です。

令和6年8月の人事院勧告に準じ、特別職の職員で常勤の者の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を0.1月分引き上げ、年間支給割合、現行4.5月分を4.6月分とするものです。

支給割合の内訳として、令和6年度は、12月期について、現行2.25月分を2.35月分とし、令和7年度以降は、6月期及び12月期について、それぞれ現行

２．２５月分を２．３月分とします。

なお、今回の改定による増加影響額は２７万７，２００円となります。所要の経費は、本議会提出の補正予算に計上しているところでございます。

３、施行期日は、公布の日です。

ただし、令和７年６月期以降の期末手当に係る規定は、令和７年４月１日から施行します。

また、令和６年１２月期の期末手当に係る規定は、令和６年１２月１日から適用します。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（力山 彰君） ここで、先ほどの選挙の費用に関する、まだ質問に答えていない部分がありましたので、それを答えていただきたいと思います。

行政委員会総合事務局長。

○行政委員会総合事務局長（小田上和史君） 行政委員会総合事務局長です。

先ほど、お尋ねのあった選挙事務従事者の数につきましてですが、開票事務につきましては７４人ほど職員を配置しております。

以上です。

○議長（力山 彰君） よろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第 8、第 55 号議案、府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第 55 号議案、令和 6 年 12 月 6 日提出。

府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、令和 6 年 8 月の人事院勧告に準じ、給料表及び手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） 総務企画部長です。

第 55 号議案、府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、に関し補足して説明いたします。

第 55 号議案参考資料をお願いします。

1、改正の趣旨です。

令和 6 年 8 月の人事院勧告に準じ、給料表及び手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものです。

今年度の人事院勧告は、民間給与実態調査等の結果から、民間給与との格差を埋めるため、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に月例給を引き上げるとともに、特別給（いわゆる期末勤勉手当）についても、支給割合を引き上げる内容となっております。

2、改正事項の概要です。第 1 条及び第 2 条による改正は、府中町職員の給与に関する条例の一部改正となります。

（1）、再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員、すなわち常勤一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.05 月分、合わせて 0.1 月分引き上

げ、期末・勤勉手当の合算による年間支給割合、現行４．５月分を４．６月分とするものです。

期末手当の支給割合の内訳として、令和６年度は、１２月期について、現行１．２２５月分を１．２７５月分とし、令和７年度以降は、６月期及び１２月期について、それぞれ、現行１．２２５月分を１．２５月分とします。

勤勉手当の支給割合の内訳として、令和６年度は、１２月期について、現行１．０２５月分を１．０７５月分とし、令和７年度以降は、６月期及び１２月期について、それぞれ現行１．０２５月分を１．０５月分とします。

（２）、再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ０．０２５月分、合わせて０．０５月分引き上げ、期末・勤勉手当の合算による年間支給割合、現行２．３５月分を２．４月分とするものです。

期末手当の支給割合の内訳として、令和６年度は、１２月期について、現行０．６８７５月分を０．７１２５月分とし、令和７年度以降は、６月期及び１２月期について、それぞれ現行０．６８７５月分を０．７月分とします。

勤勉手当の支給割合の内訳として、令和６年度は、１２月期について、現行０．４８７５月分を０．５１２５月分とし、令和７年度以降は、６月期及び１２月期について、それぞれ現行０．４８７５月分を０．５月分とします。

（３）、行政職及び消防職給料表の給料月額を平均３．０８％、額にして９，５２１円引き上げます。

今回の給与改定による増加影響額は、給料が３，７８１万８，０００円、職員手当等が３，４８４万３，０００円、共済費が３８９万９，０００円、合計７，６５６万円となります。

人事異動等と併せ、所要の経費を本議会提出の補正予算に計上しているところです。

次に、第３条及び第４条による改正は、府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正となります。

（４）、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ０．０５月分、合わせて０．１月分引き上げ、期末・勤勉手当の合算による年間支給割合、現行３．５５月分を３．６５月分とするものです。

期末手当の支給割合の内訳として、令和６年度は、１２月期について、現行０．７５月分を０．８月分とし、令和７年度以降は、６月期及び１２月期について、

それぞれ現行 0.75 月分を 0.775 月分とします。

勤勉手当の支給割合の内訳として、令和 6 年度は、12 月期について、現行 1.025 月分を 1.075 月分とし、令和 7 年度以降は、6 月期及び 12 月期について、それぞれ現行 1.025 月分を 1.05 月分とします。

また、規則で定めていることから本議案の内容ではありませんが、人事院勧告に準じた会計年度任用職員の報酬の改定についても、今年度施行とするよう事務を進めております。

今回の報酬改定による増加影響額は、報酬が 3,630 万 4,000 円、職員手当等が 1,350 万 8,000 円、共済費が 526 万 8,000 円、合計 5,508 万円となります。

令和 6 年 3 月議会で承認をいただきました会計年度任用職員の勤勉手当に係る予算不足分等と併せ、所要の経費を本議会提出の補正予算に計上しているところでございます。

3、施行期日は、公布の日です。

ただし、2（１）、（２）及び（４）のうち、令和 7 年度以降の期末手当及び勤勉手当に係る規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

2（１）、（２）及び（４）のうち、令和 6 年 12 月期の期末手当及び勤勉手当に係る規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用し、2（３）は令和 6 年 4 月 1 日から適用します。

なお、本条例改正の内容については、職員団体との協議を経て、合意していることを申し添えます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) ここで、休憩としたいと思います。再開は11時00分からといたします。休憩。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

○議長(力山 彰君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 次に参ります。

日程第9、第47号議案、令和6年度府中町一般会計補正予算(第6号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 第47号議案、令和6年12月6日提出。

令和6年度府中町一般会計補正予算(第6号)。

令和6年度府中町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億7,089万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217億8,289万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

府中町長 寺尾光司

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第４７号議案、令和６年度府中町一般会計補正予算（第６号）について、補足して説明します。

なお、報告第１２号でも申し上げましたが、補正予算の説明については、議案の中に括弧書きで表記してあるページ数により説明します。ＰＤＦデータとしてシステムに表示されるページとは異なりますので御承知おきください。この議案以降の補正予算の説明についても同様とします。

それでは、第１条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

（９）ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金、障害者自立支援給付負担金は、歳出・民生費障害福祉サービス事業の特定財源で、４，１３５万２，０００円の増額補正です。負担率は２分の１です。

続いて、児童手当等負担金は、歳出・民生費 児童手当等給付事業の特定財源で、１億５，３０９万円の増額補正です。負担率は記載のとおりです。

国の施策である令和６年１０月分以降の児童手当制度の拡充に伴うもので、本補正予算においては、歳出の児童手当等給付事業も増額となっていますが、国費の負担割合が増したことにより、県費及び町費については減額となっています。

項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金は、歳出・総務費総合行政情報システム構築事業の特定財源で、８００万８，０００円の増額補正です。補助率は１０分の１０です。

目 民生費国庫補助金、障害者総合支援事業費補助金は、歳出・民生費障害福祉サービス事業の特定財源で、３３１万６，０００円の増額補正です。補助率は２分の１です。

続いて、母子家庭等対策総合支援事業補助金は、歳出・民生費 福祉事務所（母子家庭等自立支援）事業の特定財源で、１７２万円の増額補正です。補助率は４分の

3です。

款 県支出金、項 県負担金、目 民生費県負担金、障害者自立支援給付負担金は、国庫負担金と同様に、歳出・民生費 障害福祉サービス事業の特定財源で2,067万6,000円の増額補正です。負担率は4分の1です。

続いて、児童手当等負担金は、歳出・民生費 児童手当等給付事業の特定財源で、578万4,000円の減額補正です。国庫負担金のところでも申し上げましたが、制度拡充に伴い、県や町が負担する地方負担割合が減少したため、減額補正となったものです。負担率は記載のとおりです。

項 県委託金、目 総務費県委託金、県民税徴収事務取扱費交付金は200万円の増額補正です。県民税の取扱いに関する県からの委託金で、歳出・総務費過誤納還付金事業（税務課）の増額に伴い、増額補正するものです。

（10）ページです。

款 寄附金、項 寄附金、目 指定寄附金、ふるさと応援寄附金は、640万9,000円の増額補正です。

ふるさと応援寄附金とは、いわゆるふるさと納税ですが、当初予算を上回る見込みとなったため増額補正するものです。なお、歳出に計上していますが、この寄附金については、原則として一旦、まちづくり振興基金に積立て、翌年度以降の予算で、寄附者の希望する事業の財源に充当をしています。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算に必要な一般財源を基金から繰り入れるもので、3億3,090万5,000円の増額補正です。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入、消防団員退職報償金は、消防団員に退職報償金を支給する際、消防団員等公務災害補償等共済基金から同額が町に支払われるもので、97万9,000円の増額補正です。

続いて、収入印紙売払収入は、パスポートを申請する際必要となる収入印紙を申請者に売り払う際の収入ですが、当初予算を上回る見込みとなったため、114万円を増額補正するものです。歳出・総務費 収入印紙購入事業に同額を計上しています。

続いて、その他雑入（学校教育課）は、98万1,000円の増額補正です。歳出・総務費過誤納還付金事業（財政課）の補正計上に伴い、同額を計上するものです。

款 町債、項 町債、目 土木債、補助街路整備事業債は、歳出・土木費 補助街

路整備事業の特定財源で、６１０万円の増額補正です。起債充当率は９０％です。

（１１）ページから歳出ですが、今回の補正では、人事院勧告に準拠した給与改定と職員の人事異動等による、職員給与費事業及び会計年度任用職員の月額報酬等に係る事業全般の補正を行っております。非常に多数の事業にまたがる内容となっておりますので、全体を一括して把握するための資料を作成しております。

第４７号議案の最後のページを御覧ください。

第４７・４８・４９・５０・５１号議案参考資料です。

以降、第４７号等議案参考資料と称しますが、この第４７号等議案参考資料を用いて、一般会計分、特別会計分及び下水道事業会計分を合計した給与費関係の補正の全体像について、一括して説明します。

それでは、第４７号等議案参考資料を御覧ください。

職員給与費関連補正内訳（全会計）です。

上段は、特別職・会計年度任用職員以外の職員についてです。

給料です。

給料は、人事院勧告に準拠した改定により、改定率３．０８％、月額平均９，５２１円の引き上げを行いました。

給与改定等による増額と、育児休業等や退職・休職等の減額による差引きで、１，３３７万３，０００円の増額となります。

次に、職員手当等です。

職員手当等については、常勤一般職の期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ０．０５月、合計０．１月引き上げる改定を行いました。育児休業等や退職・休職等による減額があるものの、給与改定による増額や時間外勤務手当等の増額が上回り、合計で２，８５７万４，０００円の増額となります。

共済費については、育児休業等や退職・休職等による減額があるものの、給与改定及び標準報酬月額等の上昇の影響により、合計で１６８万８，０００円の増額になります。

よって、特別職・会計年度任用職員以外の職員の補正額は、合計で４，３６３万５，０００円の増額となります。なお、人事異動による科目の変動も反映しています。

次に会計年度任用職員分についてです。

報酬は、合計で４，１１３万１，０００円の増額です。主な増額理由は、常勤一般

職と同様に、人事院勧告に準拠した改定によるものです。

職員手当等については、3,393万1,000円の増額です。主な増額理由は、常勤一般職と同様に、人事院勧告に準拠し期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月、合計0.1月分引き上げる改定に加え、勤勉手当について、当初予算では1.25月分として計上していましたが、令和6年3月議会で2.05月分とする条例を可決いただいておりますので、その差額分を増額するものです。

共済費も同様に、人事院勧告に準拠した報酬の改定と、勤勉手当の支給月数の増加に連動した引上げを行うもので、合計で874万4,000円の増額です。

旅費（費用弁償）は、通勤手当相当額で、12万2,000円の増額です。

よって、会計年度任用職員分の補正額は、合計で8,392万8,000円の増額となります。

これ以降、職員給与費事業、会計年度任用職員に係る報酬等及びそれらに伴う特別会計への繰出金、下水道事業会計への負担金・出資金、これらまとめて職員給与費関連と申しますが、これらを除いた補正予算について、御説明をいたします。

それでは、（14）ページです。

款 総務費、項 総務管理費、目 財政管理費、ふるさと応援寄附金事業は、947万1,000円の増額補正です。

ふるさと応援寄附金の寄附額が当初予算を上回る見込みであることから増額するものです。

まちづくり振興基金積立金を寄附金と同額の640万9,000円増額するとともに、返礼品事業者への負担金であるふるさと魅力発信事業負担金や、ポータルサイト事業者への委託料などの事務経費を増額します。

（15）ページです。ページの中ほどになります。

目 企画費、企画一般事務事業は、140万8,000円の増額補正です。旧歴史民俗資料館跡地の有効活用を検討するに当たり、安全性確保のため、榎川側の地面の下空洞調査等が必要となりました。よって旧歴史民俗資料館跡地空洞調査等業務託料を計上するものです。

続いて、目 諸費は8つの事業の補正を計上していますが、うち7つは所属別の過誤納還付金事業、うち1つは収入印紙購入事業です。過誤納還付金事業の間に収入印紙購入事業が挟まれた形となっていますが、システムの都合上、この順番となっています。

ます。御了承ください。

それでは、（１５）ページの一番下の白丸、過誤納還付金事業（財政課）は、９８万１，０００円の増額補正です。国の補助金を返還するものです。

令和４年度の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を充当した学校給食費補助事業において、補助対象としていない教職員分について、交付金を充当していたことが判明したため、教職員分相当額の交付金を返還します。

なお返還額について、教職員に相応の負担をお願いすることとし、歳入の雑入その他雑入に同額を計上しています。

（１６）ページです。

過誤納還付金事業（税務課）は、５００万円の増額補正です。過年度の税について、更正等による過誤納金の還付額が当初予算を上回ったため増額補正するものです。特定財源として、県支出金を充当します。

続いて、収入印紙購入事業は、１１４万円の増額補正です。

パスポートを申請する際、必要となる収入印紙を購入する事業です。町が購入した印紙を申請者に売り払い、パスポート申請手数料として、申請書に貼付してもらうものです。パスポートの申請者が当初予算を上回る見込みとなったため、増額補正するものです。歳入の雑入、収入印紙売払収入を全額充当します。

続く５つの事業、過誤納還付金事業（福祉課）から過誤納還付金事業（健康推進課）までは、令和５年度以前に実施した事業に対する、国等の負担金等について、事業費の精算に伴い返還を行うものです。

主なものとして、福祉課の生活保護費等国庫負担金が５，９３０万８，０００円の返還、子育て支援課の子どものための教育・保育給付交付金が、国・県合わせて２，１７１万３，０００円の返還、健康推進課の新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の負担金及び補助金が、合わせて１，９３１万４，０００円返還などとなります。

続いて、（１６）ページの一番下の行から（１７）ページにかけて、目 情報システム管理費、総合行政情報システム構築事業は、８００万８，０００円の増額補正です。

母子保健や住民健診などの機能要件を有する健康管理システムについて、国の標準化に対応したシステムの構築を行います。特定財源として、国庫補助金が全額充当さ

れます。

この事業は今年度着手し、令和7年度に完了予定として、事業費は3,076万2,000円を見込んでいます。本補正予算では、令和6年度事業実施分の800万8,000円を令和6年度の歳入歳出補正予算として増額計上し、残りの2,275万4,000円については、期間が令和6年度から7年度の債務負担行為を設定します。

次は(24)ページです。

一番上の国民健康保険特別会計繰出金(事業費等)事業は、職員給与費関連です。

続く、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の、介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険特別会計の補正に伴い、必要となる一般会計からの繰出金を増額するもので、577万円の増額補正です。このうち、職員給与費関連以外の事業に係る繰出金の補正額は475万5,000円です。

次は(26)ページです。

ページの中ほどにあります後期高齢者医療特別会計繰出金(事務費)事業は、職員給与費関連です。

次は(27)ページです。

(27)ページの一番下の行から(28)ページにかけて記載の、目 障害福祉費、障害福祉サービス事業は、9,298万1,000円の増額補正です。

(28)ページの一番上にある障害者自立支援システム改修委託料は、国の制度改正に伴い障害者自立支援システムを改修する費用で、1,027万6,000円の増額補正です。

主な制度改正の内容は、就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続の簡素化、同一世帯に複数の障害児がいる世帯の負担上限額の管理について、書面による管理からオンラインによる管理に移行すること、身体障害者手帳のマイナンバー副本登録の連携適用です。

続いて、介護給付費等は、令和6年度の給付費が当初の見込みを上回ったため増額補正するもので、8,270万5,000円の増額補正です。増額要因として、グループホームの利用者増などが上げられます。

次は(31)ページです。

項 児童福祉費、目 児童措置費、児童手当等給付事業は、1億4,152万

5, 000円の増額補正です。

児童手当制度が改正され、令和6年10月支給分から、制度が拡充されたため児童手当等支給金を増額するものです。

制度改正の概要は、所得制限の撤廃、中学校修了までだった支給対象が高校生年代までに拡充、第3子以降の多子加算を高校生年代まで一律3万円に増額することなどです。

また、年3回、4か月ごとだった支払期日が、年6回2か月ごととなります。

財源内訳については、歳入の所でも触れましたが、おおむね3分の1だった地方負担が、9分の2、一部15分の2などとなった関係で、国費の負担が増え、県と町の負担が減っています。

目 母子福祉費、福祉事務所（母子家庭等自立支援）事業は、229万4,000円の増額補正です。

高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の対象者が当初の見込みを上回ったため増額するものです。特定財源として、国庫補助金が充当されます。

次は（33）ページです。

ページの下よりに記載していますが、款 衛生費、項 保健衛生費、目 環境衛生費、環境衛生一般事務事業は、46万4,000円の増額補正です。

現在所有している騒音計が今年度、法定検定に不合格となったため、新しい騒音計を購入するものです。

続いて、葬祭費助成事業は、844万8,000円の増額補正です。葬祭費補助金が当初予算を上回る見込みとなったため、増額するものです。

（34）ページです。

ページの中ほどに記載しています、目 老成人保健費、各種検診事業は、555万7,000円の増額補正です。

国の指針に合わせて、がん検診の対象者の拡充をしたこと等により、各種がん検診委託料が当初予算を上回る見込みとなったため、増額するものです。

次は、（41）ページです。

款 土木費、項 土木管理費、目 土木総務費、維持管理一般事務事業は、654万1,000円の減額補正です。

令和6年9月補正で計上した道路維持管理パトロールカーの備品購入費について、

予算議案議決後、購入手続に入りましたが、予定の車種が製造終了となり、車種の変更を余儀なくされました。道路維持管理パトロールカーに艤装可能な車種は限られており、新たな車両については年度内の納車が見込めないことから、9月補正に計上した予算を減額し、令和6年度から7年度の債務負担行為として、改めて設定するものです。なお、債務負担行為については本補正予算において、追加しています。

(42) ページです。

項 道路橋りょう費、目 道路新設改良費、補助街路整備事業は、2,290万円の増額補正です。

町道「青崎25号線」と柳ヶ丘受田橋線の交差点において、交差角度が鋭角で通行が困難であることから、隣接地を購入し、道路隅切り整備を行うことにより、交通安全を図ります。用地取得に係る事務がおおむね整ったことから補正計上するものです。

補助街路用地取得費、補助街路整備工事費のほか、登記、鑑定の手数料を併せて計上しています。特定財源として、地方債を充当します。

(44) ページです。

ページの中ほど、少し下にある下水道事業会計負担金事業及び下水道事業会計出資金事業は、ともに職員給与費関連です。

(46) ページです。

項 排水路費、目 排水路費、水路改良等事業は、546万3,000円の増額補正です。

当該事業は町民の要望等を聴取しつつ、順に水路の補修等を行っているもので、特に早急に対応を要する箇所があったため、9月にも増額補正をしたところですが、水路損壊や調整池内の雑木の繁茂等、早急な対応を要する箇所が、さらに発生したため、補修等に必要な経費を増額するものです。

水路損壊等の補修箇所が2か所で工事請負費457万円、支障木伐採が4か所で手数料89万3,000円を計上しています。

(47) ページです。

款 消防費、項 消防費、目 常備消防費、常備消防施設維持管理事業は、165万4,000円の増額補正です。

消防庁舎1階車庫の天井劣化部を調査したところ、スラブ・はりの鉄筋筋に起因す

るコンクリートの浮き、欠損が確認されたため、修繕を行うものです。

目 非常備消防費、消防団活動事業は 9 万 9,000 円の増額補正です。

消防団を退職する方に、条例に基づき消防団員退職報償金を支給するもので、1 名分、9 万 9,000 円の増額補正です。特定財源として、消防団員等公務災害補償等共済基金からの共済金が全額充当されます。

(48) ページから (56) ページは、全て職員給与費関連です。

よって第 1 条、歳入歳出予算の補正の説明は以上となります。

次に、第 2 条、債務負担行為の補正について、第 2 表、債務負担行為補正により説明します。

(4) ページにお戻りください

債務負担行為とは、翌年度以降の財政負担を約束するもので、その内容、期間、限度額について、議会の議決を経て、決定するものです。自治体の予算は、単年度予算主義の原則から一会計年度の間に執行し完結することとなっていますが、複数年度にわたり予算確保が必要な事業については、単年度予算主義の例外として、債務負担行為を定めることにより、将来に渡る金銭的負担を担保することができます。

それでは、(4) ページ、第 2 表 債務負担行為補正を御覧ください。

追加です。

府中町議会だより印刷製本費及び広報ふちゅう印刷製本費は、いずれも令和 7 年 5 月号の編集作業に、年度当初から直ちに着手するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。期間はいずれも、令和 6 年度から 7 年度まで、限度額は順に 1 万 9,200 円と 1 万 9,000 円です。

このように、執行する予算は令和 7 年度の予算ですが、債務負担行為を設定することで、7 年度の予算を担保したこととなり、本補正予算成立後、契約の締結などが可能となります。

続いて、広報ふちゅう等配布業務手数料は、期間が令和 6 年度から 8 年度まで、限度額は 4 万 9,400 円です。

広報ふちゅうについては、令和 7 年度から町内会単位の希望選択制で、業者による配布委託を実施します。

令和 7 年 5 月号から配布委託が始まりますが、配布委託分の広報については印刷業

者から配布委託業者に、直接納品することとなります。よって、印刷製本の発注時に、納品先の配布委託業者を決定しておくため、先行して契約事務を行うべく、債務負担行為を設定するものです。

令和7年5月号から令和8年4月号まで、1年間の配布を委託しますが、令和8年4月号の配布期間は8年4月の月初めから1週間程度となるため、債務負担行為の設定期間は令和8年度までとなります。

続いて、総合行政情報システム構築委託料は、歳出補正予算でも説明しましたが、健康管理システムについて、国の標準化に対応したシステムの構築を行うもので、令和7年度の完了を予定しています。

総事業費は3,076万2,000円を見込んでいますが、令和6年度事業実施分の800万8,000円は、本補正予算の歳出補正予算として増額計上しており、残りの2,275万4,000円を限度額として、期間が令和6年度から7年度の債務負担行為を設定するものです。

続いて、重層的支援体制整備委託料は、令和4年度から移行準備事業に取り組んできた重層的支援事業について、令和7年4月からの本格実施に向け、委託事業者が円滑に事業を開始するため、債務負担行為を設定するものです。

期間は令和6年度から7年度まで、限度額は2,100万円です。

次の環境センター持込みごみ対応等業務委託料及び家電4品目収集運搬業務委託料の2件は、いずれも令和7年4月当初から直ちに業務を開始するため、今年度中に契約等諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。

期間はいずれも令和6年度から7年度まで、限度額は順に3,842万円と43万2,000円です。

(5) ページです。

道路維持管理車両購入費は、歳出補正でも説明しましたが、道路維持管理パトロールカーについて、年度内の納車が見込まれないことから、9月補正に計上した歳出予算を減額するとともに、債務負担行為を、改めて設定するものです。

期間は令和6年度から7年度まで、限度額は480万5,000円です。

続いて、道路維持管理業務委託料は、令和7年4月当初から直ちに業務を開始するため、今年度中に契約等諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。

期間は令和6年度から7年度まで、限度額は3,100万円です。

続いて、くすのきプラザ空調設備改修工事実施設計業務委託料は、くすのきプラザの空調を改修するための実施設計業務を行うものです。

近年の酷暑の中、特に大アリーナにおいて適正な温度管理に困難が生じています。この状況の解消を目指し、令和５年度に１系統の改修を実施しておりますが、それに引き続き、残る１系統を改修するための実施設計業務委託料について債務負担行為を設定するものです。

期間は令和６年度から７年度まで、限度額は９９０万円です。

令和７年８月の業務完了を目指し、完了後は改修の工事請負費を令和７年度補正予算として計上する予定です。

次に、第３条、地方債の補正について、第３表 地方債補正により説明します。

（６）ページを御覧ください。

追加です。

起債の目的は補助街路整備事業債、限度額は６１０万円です。起債の方法、利率、償還の方法については、表に記載してあるとおりで、当初予算の他の事業と同様です。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 質疑に入る前でございますけれども、ただいま人件費補正に関して、議案資料により一括で説明がありました。つきましては、質疑についても、人件費部分に関して議案資料により、一括でお受けしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、歳出から質疑を行います。

先ほど資料により説明を受けました、職員給与費と各事業の会計年度任用職員の月額報酬・期末手当事業について質疑ございますか。

１５番、田中議員。

○１５番（田中伸武君） だから、今おっしゃった職員給与の関連で補正表を基に質問していいわけですね。

この表に書いてある退職、休職、育休等の人数をそれぞれ教えてください。

期間がいつからいつまでの退職者とか休職者になるのかも併せて教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

総務課長。

○総務課長（宮協理恵君） 総務課長です。ただいまの田中議員の質問に答弁いたしま

す。

表の退職、休職、育休等の人数の内訳でございます。

まず、退職につきましては、令和6年度の当初予算確定後に申出等がございまして、その人数になりますけれども、人数は4人となっております。うち1人は、再任用で更新がなかった方となっております。

休職につきましては、令和6年度中の人数で5名でございます。

育休等につきましても令和6年度中の状況でございます。育休が13人、この中には男性で配偶者の方の出産に伴って育児休業を取られた方8人が含まれてございます。

あと、そのほか部分休業、高齢者の部分休業ですとか、育児休業の短時間の方もございまして、育児休業の部分休業の方が4名、育児休業の短時間勤務の方が1名、高齢者部分休業の方が2人。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） すみません、今の退職、休職、育休ですが、この4月からこの12月までの間という、見込みじゃなくて、11月末頃までのということになるんですか。

○議長（力山 彰君） 総務課長。

○総務課長（宮脇理恵君） 総務課長です。

この時点ではなくて、6年度中の、3月までの見込みで補正のほうは行っております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 見込みということは、だから育休の、例えば12月、1月に予定されている方とか、あるいは来年の1月、2月頃中途退職するよという、そういう人も含めての本年度中ということですか。分かりました。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に14ページの目 財政管理費のふるさと応援寄附金事業で、質疑ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 600万ほどでしたっけ、予想よりもあるというのは喜ばしいだろうと思います。

当初の見込みの金額とそれより、予想より売れておる人気商品といいですか、それはどんな物がどの程度あるのか教えてください。

○議長（力山 彰君） 財政課長。

○財政課長（砂崎勇介君） 財政課長です。15番、田中議員の御質問にお答えいたします。

増加要因、主なものとしたしましては、令和5年9月に返礼品の中にP a y P a y商品券というのを導入したわけなんですけど、昨年度も非常に好調で、年末年始、これから年度末、この辺りにかけて多くの利用がなされていると。主には飲食関係にお使いになられているのではないかと予想されるわけなんですけど、それを踏まえまして、今年度9月の利用も昨年の倍程度、利用があったということで、今後3月までの6年度中にはP a y P a y商品券がまだ伸びるのではなかろうかという予測の下に、今回、補正予算を計上させていただいております。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） ということは、P a y P a y商品券の使い道は府中町の何か特産物のために使う物ではなくて、何にでも使える金券として、要は人気があると、そういうことなんですか。

○議長（力山 彰君） 財政課長。

○財政課長（砂崎勇介君） 財政課長です。

P a y P a y商品券につきましては、あくまでも町内で製造された物など、総務省が定める地場産品の基準に適合する物というふうに限られております。

府中町で行きますと、一部チェーン店を除きますが、飲食店、それから理髪店、美容室、エステティックサロン、スポーツ施設のみを対象店舗として使えるようにさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

14番、宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 宮本です。

今、ここにまちづくり振興基金が640万9,000円ということで、その前に書いてあるのが、それに関わった手数料という先ほどの説明だったのですが、やっぱりこの半分ぐらいが、ふるさと納税の原価であると考えてもよろしいのでしょうか。

○議長（力山 彰君） 財政課長。

○財政課長（砂崎勇介君） 財政課長です。14番、宮本議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃられるとおり、確かに寄附をいただいて、その後、一般的に返礼品は約3割、それからそれに対してシステムの手数料であるとか、返礼品の送料であるとか、そういったところを含めて行っておりますので、確かにそれ以外の部分がふるさと納税に要する経費という考え方になります。

参考までに申しますと、昨年度は事業者寄附を除いて、940万円余りの寄附に対して、経費は440万円ぐらいかかっています。おおむね歳入の46%を占めて、実質940万ぐらいから500万ぐらいの実入りしかないというような状況でございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

6番、梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） 先ほど、ふるさと応援寄附金ですが、何に使うか、希望を聞くというようなお話があったんですけど、寄附金をする人が、これを何に使ってほしいとかいう希望を聞くようになっているんですか。すみません、教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財政課長。

○財政課長（砂崎勇介君） 財政課長です。6番、梶川議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税というのが、ホームページ等にも載せさせていただいておりますが、おおむね6つの用途で募集をかけておるところです。

子どもたちに対しての「きらめく☆ふちゅうっ子」応援コース。あとは、まちづくりに関しての「都会のオアシスづくり」コースであるとか、5つの目的。それから1つが「町長におまかせ」コースということで、選べる6つのコースに対して希望いただくという形にさせていただいております。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に 15 ページの目 企画費の企画一般事務事業で
質疑ございますか。

15 番、田中議員。

○15 番（田中伸武君） 歴民の跡地の空洞調査等ですが、歴民というのはもともとの
役場の跡の土手の調査ということですが、跡地利用をどの程度想定して、この調査に
かかるのか。具体的に言うと、跡地利用をどの程度想定して考えておるのか教えてく
ださい。

○議長（力山 彰君） 答弁。

総務企画部次長。

○総務企画部次長兼政策企画課長（土井賢二君） 政策企画課長兼職次長です。先ほど
の田中議員の御質問ですが、跡地利用については、まだ現時点で具体的にどういった
活用をするというのは決まっていないのが回答でございます。

ただ、町としては、せっきくの有効的な空地ですので、人が集うことができるよう
な案を幾つか今も検討しております。

人が集うことができるということは、人が集まる場所にはなりますので、そのため
に町としては安全対策として、そちらのほうに、河川側ですね、今回の。護岸のとこ
ろを転落防止柵というのを取りあえず検討しておると。それをするためには、まず、
河川側の護岸について、令和 6 年度 6 月に歴史民俗資料館の跡地を撤去した後に復旧
はしておるんですが、それはあくまで河川側ではない公民館側だけですので、河川側
について、安全確認ということでレーダーで探査調査をして、空洞がないかというこ
とを探査調査するというのを今回、補正で上げさせていただいております。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

15 番、田中議員。

○15 番（田中伸武君） 今の安全柵ですけども、例えば車も防ぐような安全柵なのか、
あるいは自転車置場程度までの安全柵なのか。

○議長（力山 彰君） 総務企画部次長。

○総務企画部次長兼政策企画課長（土井賢二君） 政策企画課長兼職次長です。

その辺りも車を使ってあそこで何かするとかいうようなところまでは、具体的に、そこも含めて今後、検討していきたいと思いますが、現状の見込みから言ったら、あそこの敷地で車を、例えば、駐車場にするとかいうのは、ちょっとなかなか難しいのが現状ではないかなという、担当としてはそう思っておるところです。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに。

14番、宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 宮本です。

今の関連ですけれども、要は、人の高さ以上の柵か何かを作るということによろしいのですか。

○議長（力山 彰君） 総務企画部次長。

○総務企画部次長兼政策企画課長（土井賢二君） 政策企画課長兼職次長です。

先ほどの宮本議員のおっしゃられたように、今、護岸側には低いフェンスは実はあるんです。ただ、それでは安全対策として、転落防止策にならないというところで、人の高さで転落がないようにというところで、今は考えているところです。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に、同じく15ページから16ページ、目 諸費の過誤納還付金事業、全ての所属と、収入印紙購入事業で質疑ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 収入印紙のところで、パスポートが予想外に出ておるとするのは非常に意外で、それだけ府中町から海外旅行へ行く人が予想以上に増えておるのかとびっくりするわけですが、通常の平年の人数と、予想外に増えた人数を教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

住民課長。

○住民課長（梶山睦生君） 住民課長です。ただいまの田中議員からの御質問に答弁いたします。

平年といいますか、近年、新型コロナウイルス感染症の影響もございましたので、大きく変動しておりますが、令和元年の実績、年間の実績で申し上げますと 1, 6 0 1 件の申請、令和 2 年の実績が 2 3 7 件、令和 3 年の実績が 1 7 0 件、令和 4 年の実績が 5 5 6 件、令和 5 年の実績が 1, 3 7 7 件、令和 6 年度の今回の補正の見込みですが、1, 5 1 0 件を見込んでおります。

答弁は以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に、同じく 1 6 ページから 1 7 ページ、目 情報システム管理費の総合行政情報システム構築事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に、飛んで 2 4 ページ、目 社会福祉総務費の介護保険特別会計繰り出し金事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、少し飛んで、次に 2 7 ページから 2 8 ページの目 障害福祉費の障害福祉サービス事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に 3 1 ページ、目 児童措置費の児童手当等給付事業と、目 母子福祉費の福祉事務所、母子家庭等自立支援事業で質疑ございますか。

1 3 番、齋藤議員。

○副議長（齋藤 昇君） 1 3 番、齋藤なんですが、児童のところで、児童手当給付事業ですかね。これは一気に上がって、1 億 4, 1 5 2 万 5, 0 0 0 円、これはいわゆる令和 6 年の 1 0 月から所得の撤廃になったということなんですが、以前の府中町の受給者数と、新たに変わったときの受給者数、この辺りのことをちょっと教えていただければ。

○議長（力山 彰君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（砂崎綾美君） 子育て支援課長です。齋藤議員の質問にお答えします。

児童手当の受給者は、出生や転出入で毎月対象者が変わるため、令和 6 年 1 2 月分

の支払い分の人数をお答えしますと4, 818人。こちらは、児童数ではなく、支払い対象の保護者の人数になります。

令和5年度の延べ対象児童数は、8万3, 743人で、これを月平均にすると6, 978人になります。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に33ページ、目 環境衛生費の環境衛生一般事務事業と、葬祭費助成事業で質疑ございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

説明で、33ページに騒音計を購入という話があって、検定でNGになったというのがあったんですけど、まず、騒音計を何に使われているのか。騒音を測るのは理解するんですけど、役目として、どういうときに騒音計を使っているのか、が一つ。

検定をしました、NGでした、でいったら、ちょっと細かい話なんですけど、その時点でNGになれば、検定を年一でやっておるのかどうか分からないんですけど、過去に遡った数値というのが、結局NGの物で測ったということになるんですけど、その辺はどのように考えられているのか。

それと、NGで補正で買おうとしておるんですけど、その間で使う予定がないのか、NGのまま持っていて、次購入するまでの間、空白ができると思うんですけど、特に業務として支障がないのか、その辺について、併せてお聞きします。

○議長（力山 彰君） 環境課長。

○環境課長（相原一夫君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、どういうときに使用するのかというところでございますが、住民さんとかの苦情等から、工場や建設工事などにより発生する騒音への相談苦情に当たりまして、まず、町のほうから原因者のほうに、一応、こういう事案がありますというようなことを説明しには行くんですが、そういう説明で改善されなかった場合などにおきまして、相談者の求めに応じて、騒音計を使用して測定することがあるというところでございます。

次に、NGになったときに、過去の測定値の精度は大丈夫かというところの御質問

ですが、この検定自体が5年に1回実施しておりまして、この5年間で測定した事例はないというところでございます。

次に、この将来に当たって、次に購入するまでの間、大丈夫かというところでございますが、今のところ騒音計を使って騒音を測定するような相談というところは今のところはございませんので、この補正で認めていただければ間に合うかと思います。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 葬祭費の補助金ですけども、これも見込みより840万多いというのは、死んだ人間が何というか、見込みの人間が例年より多いんですか。何か、1人当たり幾らなのか、どういう対象の人に支給するのも併せて、見込みより多い理由を教えてください。

○議長（力山 彰君） 環境課長。

○環境課長（相原一夫君） 環境課長です。

この事業は、当初、申請件数400件で、1人当たり約5万円の2,000万円を当初予算として計上しております。

まず、申請件数なんですけど、毎年かなりばらつきが多くて、大体350件から550件、年間当たり350から550件、かなりばらつきがございます。

今回、4月から9月までの上半期の実績値というところで行きますと、半年で254件、1,257万5,000円を支出しておりまして、昨年度比114%の増加となっているところでございまして、予算超過が見込まれるため、補正予算を計上したところでございます。

説明は以上となります。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ここで、12時が近いので休憩に入りたいと思います。1時から続きを行いたいと思いますので、休憩。

（休憩 午前11時56分）

(再開 午後 1時00分)

○議長(力山 彰君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 午前中に引き続き、質疑を行います。

日程第9、第47号議案の34ページ、目 老成人保健費の各種検診事業で質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、次に飛んで41ページ、目 土木総務費の維持管理一般事務事業で質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、次に42ページ、目 道路新設改良費の補助街路整備事業で質疑ございますか。

宮本議員。

○14番(宮本 彰君) 宮本です。

補助街路用地取得費ということで、用地が取得できるようになったという説明を受けましたけども、用地取得の場所と面積はどのぐらいか教えていただきたい。

○議長(力山 彰君) 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長(高橋 幹君) 都市整備課長です。それでは、回答いたします。

まず、場所なんですけども、府中町の南側に位置します、JRさんの堀越第一踏切、近くにはディスカウントスーパーのアルゾさんがある踏切があるんですけども、そこから150メートル程度北に上りますと、町道の柳ヶ丘受田橋線とちょうど青崎25号線が交わるYの字のような形の交差点に当たるんですけども、その交差点になります。

面積なんですけども、登記上で約97平方メートルです。

説明は以上です。

○議長(力山 彰君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、次に46ページ、目 排水路費の水路改良等事業で質疑ございますか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、次に47ページ、目 常備消防費の常備消防施設維持管理事業と、目 非常備消防費の消防団活動事業で質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、次に歳入について、質疑を行います。

戻りまして、9ページと10ページの歳入について、一括で質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、次に4ページと5ページの第2表、債務負担行為補正で質疑ございますか。

17番、狩野議員。

○17番(狩野雄二君) 17番、狩野です。

広報ふちゅう等配布手数料があるんですけど、これは希望する町内会だけが配布ですよ、確か。大体、この予算というのは何町内会に対しての予算になるのかを教えてください。

○議長(力山 彰君) 答弁。

総務企画部次長。

○総務企画部次長兼政策企画課長(土井賢二君) 政策企画課長兼職次長でございます。

先ほどの狩野議員の御質問ですが、来年度、希望選択制ということで、各町内会から聞き取りしたところ、全部で67町内会のうち42町内会が今回、来年度希望ということでございます。

答弁は以上です。

○議長(力山 彰君) 15番、田中議員。

○15番(田中伸武君) 今の配布手数料ですけども、これだけ業者に払うということですが、一方で町内会の収入が減る見込みの額というのは、大体どれぐらいですか。

○議長(力山 彰君) 答弁。

総務企画部次長。

○総務企画部次長兼政策企画課長(土井賢二君) 政策企画課長兼職次長です。

基本的には、配布委託料のうちの2分の1の金額ですので、今回、債務負担行為で配らせていただいた金額が約500万弱ということであれば、その2分の1の金額が

町内会の来年度の補助金から、今までの出し方ではちょっと出さないと。

ただ、そちらについては新たな補助金メニューを今創設しようということで考えておりますので、できるだけそちらのほうで町内会の活動は維持していただきたいと考えております。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） 6 番、梶川議員。

○6 番（梶川三樹夫君） ちょっとこの予算とは直接関係ないかもしれないのですが、業者さんに頼んだときに、すごく遅いという声をよく聞くんです。1 日には来ていないとか、3 日、4 日になってやっと来たとか。だから、1 日に届くように努力をしていただきたいというふうに要望しておきます。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

1 3 番、齋藤議員。

○副議長（齋藤 昇君） 1 3 番、齋藤なんですが、重層的支援体制整備委託料、これちょっと僕、理解できないものですから、ちょっと説明のほうをお願いします。

○議長（力山 彰君） 福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

このたびの債務負担行為で提示をしております重層的支援体制整備事業についてなんですが、この事業は、社会福祉法に基づき、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援や地域づくりを事業を一体的に実施することによりまして、地域、また生活課題を抱えている住民の皆様等に対して、支援体制を整備するものでございます。

そういった形にはなりますが、特に新しい相談窓口を設けるのではなく、より連携を取って、相談者に対して寄り添った相談体制を築いていくというものになっております。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） 1 3 番、齋藤議員。

○副議長（齋藤 昇君） 1 3 番、齋藤なんですが、これはいわゆる委託料、だからどういう方が支援体制をするか、その辺りを具体的にお願いします。

○議長（力山 彰君） 福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

このたびの委託先は、府中町社会福祉協議会に委託をしようと考えております。こ

のたびの委託した理由におきましては、事業の実施体制として、地域包括支援センターの部分や生活支援コーディネートを実施するノウハウを有している社会福祉協議会が福祉の分野の横断的な連携による課題解決を図ることができるということで、社会福祉協議会に委託する予定でございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） 13番、齋藤議員。

○副議長（齋藤 昇君） すみません、これ2,100万円ですよ。ということは、いわゆる社会福祉協議会のほうに委託して、社会福祉協議会がこの2,100万の予算を使って、いろんな業者何社かで対応すると。こういう具合に捉えていいんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

お支払いのほうは、社会福祉協議会に支払う契約を結ぶ予定でございますが、社会福祉協議会のほうで複雑な相談等が、今で言いますと、8050問題とか、ひきこもりの相談体制などを、行政のみならず、社会福祉協議会と一体となって深く寄り添っていく支援体制をつくっていくと。その中で社会福祉協議会のほうにおかれましては、そういった他機関の事業所等と連携をしっかりと図っていただいて、速やかな相談の解決に向けた業務をしていただくように予定しております。

○議長（力山 彰君） 13番、齋藤議員。

○副議長（齋藤 昇君） 13番、齋藤なんですが、これは子どもを対象なんですか。

○議長（力山 彰君） 福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

対象者は子どもから大人まで全てを対象としております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございませんか。

14番、宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 宮本です。

くすのきプラザ空調設備改修工事実施設計業務委託料ですけども、具体的にどのような運転の仕方で設計していくというふうな依頼をしているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（力山 彰君） 社会教育課長。

○社会教育課長（竹林邦彦君） 社会教育課長です。

今回の補正の内容ですが、以前、宮本議員から一般質問でお答えした内容に関連します。そのときお答えさせていただいたのが、現在、くすのきプラザについては、もともとは二系統により前回の冷暖房を行う設定となっておりましたが、開館以降、一系統にて十分機能を果たしたことから、一系統のみの稼働にて空調を整えてきたところでございます。そのような中、現在、今の一系統の空調が老朽化により不具合が生じたため、令和５年度において、修繕を行いました。

昨今の夏場の異常な暑さの中で、この一系統だけでは開館時のような冷房効果に達しなかったため、稼働しないもう一系統につきまして、稼働を検討しましたが、稼働がうまくできないということが経年劣化も含めて能力不足が生じていることから、今回はこちらのほうの改修を行うということになっております。

細かな内容につきましては、今回の設計で協議しますので、ちょっと申し訳ないですけど中身について、これについて改修を行うということになっております。

答弁は以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に６ページの第３表 地方債補正で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第10、第48号議案、令和6年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第48号議案、令和6年12月6日提出。

令和6年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,091万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,546万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 寺尾光司

補足につきましては、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第48号議案、令和6年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足して説明します。

なお、一般会計補正予算の補足説明でも申し上げましたが、職員給与費関連については、説明を省略いたします。

これは、これ以降の特別会計補正予算の補足説明においても同様とします。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

（5）ページをお願いします。

歳入です。

款 県支出金、項 県補助金、目 保険給付費等交付金、特別調整交付金市町村分は、1,139万6,000円の減額補正です。

当初予算等において、県支出金の特別調整交付金として計上していましたが、国庫支出金から交付されることとなったため、県支出金を減額し、財源を振り替えて、同額を国庫支出金として計上し直すものです。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 国民健康保険基金繰入金、国民健康保険基金繰入金は、歳出・諸支出金、過誤納還付金事業（健康推進課）に充当する財源で、５８３万６，０００円の増額補正です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、当初予算等で県支出金として計上していたものを国庫支出金として計上し直すもので、１，１３９万６，０００円の増額補正です。

次は（１０）ページをお願いします。

歳出です。

款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、過誤納還付金事業（健康推進課）は、令和５年度に交付を受けた国民健康保険給付費等交付金などの精算に伴う返還金で、５８３万６，０００円の増額補正です。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） それでは、歳出から質疑を行います。

人件費補正以外では、１０ページの目 償還金の過誤納還付金事業（健康推進課）です。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に歳入について、質疑を行います。

戻りまして、５ページの歳入について、繰入金の職員給与費等繰入金を除き、一括で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第 11、第 49 号議案、令和 6 年度府中町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第 49 号議案、令和 6 年 12 月 6 日提出。

令和 6 年度府中町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 6 年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 577 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 3,199 万 7,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 寺尾光司

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第 49 号議案、令和 6 年度府中町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、補足して説明します。

なお、職員給与費関連については、説明を省略いたします。

それでは、第 1 条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

（5）ページをお願いします。

歳入です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 その他一般会計繰入金、事務費繰入金は、

954万1,000円の増額補正です。このうち、人件費以外への充当分は475万5,000円です。

次は（7）ページをお願いします。

歳出です。

款 総務費、項 介護認定審査会費、目 認定調査等費、介護認定調査等事業は、88万6,000円の増額補正です。

介護認定調査件数が当初の見込みを上回ったため、介護認定調査委託料を増額するものです。

（8）ページです。

款 地域支援事業費、項 一般介護予防事業費、目 一般介護予防事業費、高齢者いきいき活動ポイント事業は、386万9,000円の増額補正です。

当該事業の奨励金の額が当初見込みを上回ったため、増額するものです。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） それでは、歳出から質疑を行います。

人件費補正以外では、7ページの目 認定調査等費、介護認定調査等事業で、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に8ページ、目 一般介護予防事業費、高齢者いきいき活動ポイント事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

戻りまして、5ページの歳入について、繰入金の職員給与費繰入金以外で、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第51号議案、令和6年12月6日提出。

令和6年度府中町下水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条、令和6年度府中町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条、令和6年度府中町下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（企業債の補正）

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（他会計からの補助金の補正）

第6条 予算第9条中、5,486万2,000円を5,484万1,000円に改める。

府中町長 寺尾光司

補足説明につきましては、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第51号議案、令和6年度府中町下水道事業会計補正予算（第1号）について、補足して説明します。

なお、職員給与費関連については、説明を省略いたします。

それでは、第3条資本的収入及び支出の補正について、補正予算説明資料により説明します。

（11）ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出です。

収入です。

款 資本的収入、項 企業債、目 企業債、資本費平準化債は560万円の減額補正です。このうち660万円の減額が職員給与費関連の補正によるもので、給与費以外の充当分については100万円の増額補正となります。

支出です。

款 資本的支出、項 長期貸付金、目 長期貸付金、長期貸付金は、水洗便所設備資金貸付金について、利用件数が当初見込みを上回ったことから、100万円を増額補正するものです。

財源として、企業債の資本費平準化債を充当します。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、一括で質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第14、第52号議案、府中町総合計画策定条例の制定について、を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第52号議案、令和6年12月6日提出。

府中町総合計画策定条例の制定について。

府中町総合計画策定条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由ですが、総合的かつ計画的な町政の運営を図るために策定する府中町総合計画の策定について必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） 総務企画部長です。

第52号議案、府中町総合計画策定条例の制定について補足して説明いたします。

第52号議案参考資料を御覧ください。

1、制定の趣旨です。

総合的かつ計画的な町政の運営を図るために策定する府中町総合計画の策定について、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

総合計画については、旧地方自治法において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」とされていましたが、地方分権改革による義務づけの廃止に伴い、平成23年に法改正がなされ、現在では総合計画の策定は各市町村の判断に委ねられております。

府中町では、長期的な展望に立ったまちづくりの指針となる行政計画として、法改正以降も、引き続き総合計画を策定しており、現在は、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする府中町第4次総合計画に基づき、「住んでよかった、住んでみたい」と感じてもらえるまちの実現に向けた取組を進めているところでございます。

2、制定事項の概要です。

（1）総合計画の策定（第3条）、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定します。

（2）位置づけ（第4条）、総合計画を町の最上位の計画と位置づけます。

（3）審議会の組織及び運営（第5条から第11条まで）、総合計画に関し、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する附属機関として、府中町総合計画審議会を設置いたします。

（4）議会の議決（第12条）、基本構想を策定し、または変更するときは、府中

町総合計画審議会への諮問を経て、議会の議決を経るものとします。

(5) 総合計画の公表(第14条)、総合計画を策定し、または変更したときは、公表します。

3、施行期日は、公布の日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(力山 彰君) ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

14番、宮本議員。

○14番(宮本 彰君) 宮本です。

策定の体制図がないので、ちょっとよく分からないのですが、この総合計画審議会の立ち位置がどの辺になるのか、第4次総の総合計画策定委員会になるのか、まちづくり推進懇話会になるのか、どうなるのか教えていただきたい。

それと、審議会は第5条にあるように、総合計画に関する必要な事項の調査及び審議を行うとありますけども、策定はしないのかどうかということを教えていただきたい。

それと、第3条の町長が策定するとあるが、これは町行政と議会という考え方でよろしいか。

以上3点お願いします。

○議長(力山 彰君) 答弁。

総務企画部次長。

○総務企画部次長兼政策企画課長(土井賢二君) 政策企画課長兼職次長です。

先ほどの宮本議員の質問3点あったと思いますが、まず審議会ですが、策定体制なんですけれども、審議会に総合計画の中について、そちらのほうで必要なことを審議・調査していただくという格好になって、諮問したことに対して答申で回答いただきます。

回答していただいたものに対して、都度都度、議会のほうには報告させていただく、想定しているのは全協という格好になろうと思いますが、全協の場で基本構想の案であるとか、それに付随してきます基本計画の案であるとか、そういったものも丁寧に説明させていただくというようなことで思っております。

それと、策定のほうですが、あくまで審議会は諮問という格好になりますので、策

定は府中町のほうでさせていただくということになります。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 地方自治法で議会の議決から外れたにもかかわらず、今回こうやって町長のほうから議会の議決を経るものという御提案をいただいたわけで。これは町長が議会の意志を尊重するという、常々、当選以来おっしゃられていることの反映だろうと思って、我々としては非常に敬意を表して、これを受けたいと思うわけでありすけれども、だからこそ、本来、議会としてはそれだけ議決を経るという責任を義務的ではないのに責任を負うわけですから、全協でやろうが、ほかの場であろうが、実質審議は変わらないかもしれませんけども、この責任の重さを受けるという大きなところをもって、例えば、特別委員会を設置して、より深めて、よりみんなで議論するとか、そういうことをやってもいいのではないかと個人的には思うわけでありすけれども、議運のほうでは、それはやらないというふうに決定しておりますので、だったら、その分しっかり議論しないといけないなと、この提案を受けて、余計に思うところであります。

少し、せっかくこうやって提案を出されている以上、いろいろ考えておられるのではないかと思うわけですが、今の審議会のお話、それから議会への議決を求めるタイミングとか、あるいはこの審議会以外にも、恐らく前回や前々回で見られたような町民アンケートだとか、ヒアリングだとか、時には子どもたちの意見を聞く、そういう調査もやっていたときもあるわけでありすから、そこら辺、この条例提案に併せて、執行部のほうとしては今回の基本構想・基本計画を定めるに当たって、大枠でありすけれども、この条文に書いていないところも含めて、どういう策定の手順を考えておられるのか、ざっと説明いただければと思います。

○議長（力山 彰君） 総務企画部次長。

○総務企画部次長兼政策企画課長（土井賢二君） 政策企画課長兼職次長です。先ほどの田中議員の御質問に回答させていただきます。

現時点で詳細なスケジュールというのは、ちょっとお示しするものがないのですが、ただ現在、ちょっと議会への報告がちょっと遅れて、失念しておりまして申し訳なかったのですが、実は住民アンケートこちらを12月5日の締切りでやっております。

対象は、１５歳以上の住民に向けて２，０００人、あとは先ほど、子どもへの意見とかいうお話もあったと思うのですが、そこは町内の府中中学校と緑ヶ丘中学校でそちらの中学生の１年生から３年生に向けてアンケートも実施しております。

あと、町内事業者ということで３５０社に対して、どれも住民アンケートも事業者に関しては無作為で抽出した格好で実施しております。

また、そのほかに、今想定しているのは、ワークショップといいまして、住民が主体的にまちづくりに関わるような意見交換をする場として、そういったものも開催して、住民へもまちづくりに参加してもらいたいというふうに考えております。

また、策定案がある程度示せるような格好になりましたら、パブリックコメントということも考えております。

議会へもその都度、報告等はさせていただき、あとは審議会が終わった後はそれを取りまとめて進捗を含めて報告をしたいと考えておりますので、今、大まかなスケジュールでは年４回ぐらいはせめて議決をいただくまでにはそういった機会を設けさせていただいて、町のほうから議会のほうへ議決を受ける前にはそういったプロセスを経て行こうと思っております。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

１７番、狩野議員。

○１７番（狩野雄二君） １７番、狩野です。

この条例の１４条のところに今の町長は総合計画の実施状況について、定期的に公表するものとするということが書かれてるんですけど、具体的には、定期的にというのは、頻度ですよね、年一とか、２年に一度とか、どういうタイミングで、どのような形で公表されるのかその辺について教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

総務企画部次長。

○総務企画部次長兼政策企画課長（土井賢二君） 政策企画課長兼職次長です。

総合計画の実施状況ですが、ＫＰＩといいまして、やはり事業の進捗を指標化したものを、これは４次総のときにも同じようにやっておるんですけど、そういったところを踏まえて、そういったものをホームページ等で通例であれば年１回はそういったことをさせていただこうかなと思っております。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） すみません、基本的なことですけれども、計画策定は10年を想定するということによろしいですか。

○議長（力山 彰君） 総務企画部次長。

○総務企画部次長兼政策企画課長（土井賢二君） 政策企画課長兼職次長です。

先ほどの田中議員の質問ですけど、想定でうちとしては10年を基本で総合計画のほうは考えていきたいと思っております。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見ですけれども、先ほど議会に4回ぐらいというふうに説明を受けたんですけれども、私も議運のメンバーで、議会運営委員会でこの町長から特別委員会という御提案を受けて、皆さんで検討したんですけれども、そこで特別委員会の場合だったら、前回、全協でやってきたときよりも早い段階での提案を受けることができるのか。

あるいは、実質的な4回が、例えば、特別委員会になったときは6回とかよりたくさん説明の機会を受けるのかということで、事務局からも説明を受けましたところ、実質ほぼ変わらないということであれば、これまでどおり、特別委員会をつくったときもあるようなんですけれども、前は全協でやったので、全協でやるということでもいいのではないかという結論になったわけなんですけれども、改めて確認しますけど。

ですから、今の私の説明が間違っていたら指摘していただきたいんですけれども、4回の全協でやった場合の回数というのは、特別委員会でやったときには回数が増えとか、早い段階から説明を受けるというようなことがあるのでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

総務企画部次長。

○総務企画部次長兼政策企画課長（土井賢二君） 政策企画課長兼職次長です。

特別委員会で開いた場合と、そうでない場合で回数についてですが、想定しているのは、回数的には一応事務局としては変わらないというふうに考えております。



本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第56号議案、令和6年12月6日提出。

介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について。

介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、福祉保健部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。

第56号議案、介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について、補足して説明します。

第56号議案、参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談の窓口として包括的な支援を行っていますが、その職員配置については省令で定める基準に従い、市町村の条例で定めるととされています。

今般、国において全国で地域包括支援センターの職員配置が困難となっている現状を踏まえ、柔軟な職員配置を可能とするための省令の改正が行われたことを受け、本町の当該条例について一部改正を行うものです。

2、改正事項の概要です。



地域包括支援センターの職員の配置については、担当区域における第1号被保険者数により、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3職種において、専門職員は常勤職員として員数が定められていますが、今回の改正では、当該区域の介護保険事業運営協議会が必要と認めた場合は、一部の専門職を常勤換算方法により非常勤の職員とすることを可能とし、地域包括支援センターの柔軟な職員配置を可能とするものです。

なお、当町の地域包括支援センターにおいては現在1か所、社会福祉法人府中町社会福祉協議会が運営しており、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3職種いずれも基準を上回る常勤職員により運営しています。

3、施行期日は、公布の日とします。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

16番、二見委員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見です。

今回の改正は、この省令の施行に伴い条例を改正することなんですけれども、中身は言ってみれば改悪で、常勤職員を少なくていいと、それは理由であるように、職員の配置を柔軟化するという提案なんですけれども、当町の場合には、この基準を十分満たしているし、かつ、この条例改正によって、切下げを行うものではないというふうに理解をしているんですけども、その理解でよろしいでしょうか。

○議長（力山 彰君） 高齢介護課長。

○福祉保健部次長兼高齢介護課長（藤永美香君） 高齢介護課長兼職次長です。ただいまの二見議員の御質問にお答えいたします。

先ほど部長の補足説明にもありましたように、府中町の社会福祉協議会に委託をしております。地域包括支援センターの職員、現在13名おります。その中で先ほど専門職、国家資格になりますが、この専門職につきましては常勤1名ずつという規定にはなっておりますが、それぞれに3名、今常駐をしております。

それから、その中の主任ケアマネジャーというのが、5年を満たした経験値のあるケアマネジャーでないといけないので、ここを養成するために少なくとも重ね合わせた雇用をしないといけないということで、ケアマネジャーがさらに2人専属で常勤で

おります。

それからセンター長は、これは専門職になりますので、管理職が1名と事務職もこれも常勤で1名おります。

府中町につきましては、コンパクトなまちでサービス形態が1ということになっておりますので、今後もこの形を、常勤を十分に満たした形で確保してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第16、第57号議案、固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第57号議案、令和6年12月6日提出。

固定資産評価審査委員会委員選任の同意について。

府中町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

府中町長 寺尾光司

提案の理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員2名の任期が令和6年12月24日をもって満了となるため、固定資産評価審査委員会委員を選任すること

について同意を求めるものでございます。

同意を求めるお一人目は、住所は記載のとおりで、氏名が坂本雅司さんで再任となります。坂本さんは66歳の元町の職員で、在職中には税務課職員や総務部長として、税に関する業務に携わっておられた方でございます。固定資産評価審査委員会委員には、令和3年12月に御就任いただき、次が2期目となられる方でございます。

お二人目の方は、住所は記載のとおりで、氏名が水野朋美さんでございます。再任となります。水野さんは48歳の方で、平成16年に司法書士試験に合格、平成18年から町内の司法書士事務所に勤務をされており、司法書士業務を通じて、地価に関する知識や経験をお持ちの方でございます。固定資産評価審査委員会委員には、平成27年12月に御就任いただき、次が4期目となられる方でございます。

新たな任期につきましては、令和6年12月25日から令和9年12月24日までの3年間となります。

提案説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いをいたします。

○議長（力山 彰君） 以上で、提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は人事案件につき、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 次に参ります。

日程第17、第58号議案、令和5年度府中町歳入歳出決算の認定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第58号議案、令和6年12月6日提出。

令和5年度府中町歳入歳出決算の認定について。

令和5年度府中町歳入歳出決算を地方自治法第233条3項の規定により、議会の

認定に付する。

府中町長 寺尾光司

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） ただいま理事者の説明がありましたが、本案につきましては、慣例により、これから委員会付託前に、本会議において総括的な補足説明と監査委員の意見をお聞きします。

念のため確認しますと、後ほど改めて指名いたしますが、本年度の決算審査特別委員会委員は、申合せにより奇数番議員のメンバー構成となります。

このため、本会議における補足説明と監査委員の意見に対しては、偶数番議員の皆さんで、これから設置する決算審査特別委員会に対し、特に審査してほしい事項等がある方から要望等を伺うこととしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議ないようですので、そのように進めてまいります。

それでは、総括的な事項について、補足説明をお願いします。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第58号議案、令和5年度府中町歳入歳出決算の認定について、補足して説明します。

令和5年度決算については、提出書類の令和5年度主要施策の成果に関する調書の1ページから2ページの主文の読み上げにより、その総括的説明とします。

それでは、令和5年度主要施策の成果に関する調書。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに加え、高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、前向きな動きが見られ、今後も緩やかな景気の回復が続くことが期待される一方で、継続する物価高は国民生活を圧迫し続けました。

こうした中、国はデフレ完全脱却のための総合経済対策を実施し、足元の物価高から国民生活・事業活動を守り、経済の底上げを図りました。

また、令和6年能登半島地震の被災者への生活支援及び被災地の復旧・復興を迅速に進めることとしています。

当町においては、原油価格・物価高騰対策として、高齢者施設や障害者施設等の社

会福祉施設への、支援金給付による事業の継続支援や、保育施設及び小中学校の給食費について、食料品価格高騰による保護者等の負担増を防ぐための、補助金の交付等、さらに町民及び町内事業者の支援施策として、支援金給付や一部助成による生活・事業支援について取組を強化しました。

そうした状況下においても、府中町第4次総合計画の後期実施計画に基づいた事業を、適時適切に実施し、まちづくりを推進しました。

令和5年度における、当町の一般会計の決算は、次のとおりです。

歳入面のうち町税においては、前年度と比較して、個人町民税8,037万8,000円増、固定資産税1億111万円増をはじめ、全ての税目で増額となり、町税全体では2億1,724万3,000円(2.9%)増の77億154万5,000円となりました。

町税以外の歳入で前年度からの増減が多額であったものとしては、普通交付税が2億191万9,000円増の22億151万6,000円、国庫支出金は前年度から2億5,659万3,000円増の46億2,530万7,000円、諸収入は学校給食費の公会計制度移行に伴い2億3,364万7,000円の増となりました。

また、町債は前年度から6億2,007万6,000円の増となりました。

歳入総額としては、前年度対比18億2,320万1,000円(9.5%)増の209億2,444万8,000円となりました。

歳出面では、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復しているものの、原油価格・物価高騰の影響を鑑み、住民税非課税世帯などに対する支援金給付、町民に対する省エネ性能の高い家電への買替え費用一部助成、社会福祉施設等に対する支援金給付、町内中小事業者に対する電気・ガス・水道の費用一部補助及び学校給食食材高騰対策として保護者負担を軽減するなど、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用し、総額6億4,000万円余の物価高騰支援事業を実施しました。

防災・減災事業では、市街地の防災機能強化を図るため、防災体制強化事業において、避難所である府中南小学校、府中小学校、府中緑ヶ丘中学校において、防災備蓄倉庫を設置するとともに、都市計画調査事業において、災害に強い市街地形成に関する対策を推進する立地適正化計画を策定しました。

また、府中の森づくり事業において、森林を再生し治山機能の回復を図るため、間伐等の森林整備を行いました。

投資的事業では、向洋駅周辺土地区画整理事業や道路新設改良事業など、良好な住環境の整備に継続的に取り組んだほか、都市公園等長寿命化事業としてWACTORYパーク揚倉山の木橋、池尻児童遊園の遊具リニューアルを行いました。

学校施設においては、府中中央小学校の教室及び放課後児童クラブの教室の増築工事や府中東小学校の校舎等の屋根・外壁に係る長寿命化改修工事を行い、教育環境の向上に取り組みました。

子ども医療費給付事業では、中学生の通院も助成対象としたほか、保育所等創設助成事業では令和6年に新設する保育所施設整備に係る補助を行いました。

その他、高齢者いきいき活動ポイント事業をはじめ、人権啓発活動の推進、男女共同参画社会の推進など、幅広い町民のニーズに対応しました。

歳出総額としては、前年度対比19億3,452万1,000(10.3%)増の206億3,934万3,000円となりました。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は2億8,510万5,000円、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源3,361万2,000円を差し引いた実質収支は2億5,149万3,000円となりました。

なお、財政調整積立基金の年度末残高は17億9,344万円となりました。

令和5年度の主な財政指標は、次のとおりです。

財政力指数は、前年度の0.81から0.78に下がりました。

経常収支比率は、前年度の95.5%から96.1%に上がりました。

実質公債費比率は、前年度の8.0%から8.5%に上がりました。

将来負担比率は、前年度の92.5%から83.0%に下がりました。

一般会計の地方債残高は、前年度対比9億8,310万1,000円減の237億2,164万1,000円となりました。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 続いて、決算審査の参考資料であります、令和5年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について、監査委員から参考意見をお聞かせいただきたいと思います。

本席に監査委員の山口議員がいらっしゃいますので、山口議員、よろしくお願いします。

○12番（山口晃司君） それでは、令和5年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運

用状況に係る審査について、結果と意見です。

参考資料として事前にお配りしています、令和５年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を御覧ください。

１ページをお開きください。

この意見書につきましては、地方自治法第２３３条第２項の規定に基づき、各会計歳入歳出決算及び附属書類が関係法令に定める様式を基準とし、計数が正確で関係諸帳簿と一致しているかを、観点として審査を行いました。

その結果、審査に付された決算及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と一致し、予算執行は適正に行われていることを認めております。

次に、５５ページをお開きください。

地方自治法第２４１条第５項に規定する基金に関する審査です。

これは、特定の目的のために定額の資金を運用するために基金を設けた場合、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用状況を監査委員の審査に付し、先ほどの審査意見の書類と併せて議会へ報告させていただくものです。

この基金は、府中町土地開発基金で、その運用状況に関する審査内容です。

この基金に関しましては、毎月の例月出納検査で現金等の保管状況を確認しており、今回の決算に関しましては、審査に付された基金運用の計数について、関係諸帳簿と照合した結果、全てが正確で、その運用は設置目的に従っており、運用方法や手続も適正であると認めております。

５６ページは、決算の概要について。

５７ページは、審査意見です。

この審査意見を読み上げさせていただきます。

審査意見。

令和５年度は、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行され、経済社会活動の正常化が進むとともに、高水準の賃上げや企業の高い投資意欲などにより景気回復が見られた一方、原油価格・物価高騰が生活に大きな影響を与えることとなった。

こうした状況の中、本町では、国の臨時交付金等を活用し、町民及び町内事業者の支援施策として支援金の給付や一部助成による生活・事業支援が行われるなど、社会情勢の変化に対応する取組が進められた。

一般会計は、前年度と比べて、歳入が9.5%、歳出が10.3%増加している。

令和5年度の特徴として、歳入は国庫支出金として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金が、諸収入は学校給食費の公会計制度移行による学校給食費が皆増している。歳出は、前述した歳入に係るものとして、民生費のうち住民税非課税世帯等支援給付金及び保育所等施設整備補助金が、教育費のうち学校給食に伴う賄材料費が皆増している。

また、歳入の根幹となる町税は、税収額は前年度から2億1,724万3,000円(2.9%)増加している。税目ごとに見ると、個人町民税が8,037万8,000円(2.4%)、法人町民税が1,460万5,000円(5.2%)、固定資産税が1億111万円(3.3%)増加しており、その他の税目も全て増加している。

主な自主財源の収納率は、前年度と比べて、一般会計では町税、道路占用料が同ポイントであり、保育所入園者負担金が0.5ポイント、町営住宅使用料が1.0ポイント上回り、老人ホーム入所者負担金が3.6ポイント下回った。また特別会計では、国民健康保険税が0.3ポイント、介護保険料が0.1ポイント上回り、後期高齢者医療保険料が同ポイントであった。自主財源の確保は重要であり、公平性の観点からも、今後も引き続き収納率の向上に努められたい。

本町の財政状況については、決算収支や各指標から健全な状態にあると認められるが、財政力指数は低下し続けている。また、財政構造の硬直化を示す経常収支比率は前年度から0.6ポイント増加し96.1%となり、2年連続で悪化している。基本的な行政サービスの安定的な提供のみならず、自然災害、感染症など臨時・突発的な財政需要や急激な減収への対応、社会資本の整備など、未来への投資を見据えた財政対応力のより一層の強化に努め、持続可能な財政基盤の構築が求められるところである。

昨今、社会経済情勢の変化を背景として行政のニーズは多様化・高度化しており、DXをはじめとした、さらなる業務の効率化・高度化が求められている。また、第4次総合計画後期実施計画の最終年度が迫る中で、町の目指すまちの将来像を実現させるため、多種多様な施策を着実に実施する必要がある。

こうした状況を踏まえ、限りある行政資源を最大限利活用できるよう、引き続き無駄のない健全な行財政運営に取り組まれたい。



以上で終わります。

○議長（力山 彰君） 以上でそれぞれの説明を終わります。

続いて、決算審査特別委員会に特に審査してもらいたい事項等の要望がございましたら、お願いいたします。

ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、ここでお諮りします。

この件につきましては、慣例により、令和５年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、質疑を含めた審査をお願いすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議ないようですので、そのように決定いたしました。

よって、令和５年度決算審査特別委員会を設置します。

なお、御理解をいただいていることと思いますが、会期中に審査をお願いすることになっておりますので、念のため申し添えます。

次に、特別委員会の委員の選出ですが、従来からの慣例、申合せによりまして、議席番号の奇数番、偶数番議員の半数で交互に行っております。

昨年は偶数番の議員でしたので、今回は、奇数番の議員により構成したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、府中町議会委員会条例第５条の規定により、１番力山議員、３番安部議員、５番松本議員、７番木田議員、９番川上議員、１１番坂田議員、１３番齋藤議員、１５番田中議員、１７番狩野議員、以上の９名を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、令和５年度決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ただいまから決算審査特別委員会の正・副委員長の互選を行いたいと思

(休憩 午後 2 時 2 0 分)

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

本席におられますので、まず委員長から御挨拶をいただきたいと思います。

○ 7 番（木田圭司君） 皆さん、こんにちは。

図らずも委員長ということで、よろしくお願いしたいと思います。

安部副委員長をはじめ、委員の皆様、理事者の皆様におかれましては、スムーズな委員会運営の御協力をお願いして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ありがとうございました。

続いて、副委員長、お願いいたします。

3 番、安部議員。

○ 3 番（安部智恵美君） 先ほど、決算特別委員会で副委員長に互選されました安部でございます。

委員長を補佐し、円滑な委員会の運営となるよう、また、本委員会での議論が今後の予算編成にも生かされるものとなるよう努めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（力山 彰君） ありがとうございます。

大変御苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

審査に係る経費については、もし必要が生じた場合、予備費の充当をお願いいたしたいと思いますが、町長、よろしいでしょうか。

よろしいということでございますので、そのように決定いたします。

それでは、特別委員会の設置が整いましたので、第58号議案、令和5年度府中町歳入歳出決算の認定についてを決算審査特別委員会に付託いたします。

したがって、12月11日から審査に入っていただきたいと思います。

お諮りします。

令和5年度決算審査特別委員会の審査のため、12月11日から12月16日までの6日間、休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

したがって、12月11日から12月16日までの6日間、休会とすることに決定いたしました。

決算審査特別委員会の皆様には、大変御苦勞をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ここでお諮りします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とし、次回は12月9日、午前9時30分から会議を開きます。

御苦勞さまでした。

（散会 午後 2時49分）